

# Weekly コラム

令和4年2月1日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 文部科学省：2022年度 税制改正要望を公表！

文部科学省は、2022年度税制改正要望を公表しました。

それによりますと、スポーツを行う中、唯一ゴルフのみに課税されているゴルフ場利用税の在り方を見直すことを要望しております。

ちなみに文部科学省では、2013年から2021年まで9年連続して、ゴルフ場利用税について、廃止等を要望してきました。

要望理由として、他のスポーツと同様に課税対象とすることなく、公平に行える環境を整えることが目的であるとしております。

ゴルフ場でプレーしますと、国民体育大会やオリンピックなどの国際的な大会に参加するゴルファーや18歳未満、70歳以上、障害者、学校の授業で利用する場合を除き、都道府県税であるゴルフ場利用税が利用者に課税されます。

税率は、1人1日につき800円ですが、都道府県は、ゴルフ場の整備状況に応じて1,200円を限度に税率に差を設けることができます。

そして、2019年度の税収は431億円にのぼり、税収の約7割はゴルフ場がある市町村に配分されます。

2003年度のゴルフ場利用税の一部非課税措置の導入以来、非課税措置適用者は約411万人(2003年度)から約1,932万人(2019年度)に、総利用者数に占める割合は4.6%(2003年度)から22.47%(2019年

度)に増加しており、ゴルフ場利用税の在り方を見直していくことは、ゴルフ場利用者の増加に効果があり、スポーツ実施率の向上及びゴルフの振興につながるなどの効果見込みを挙げております。

また、文部科学省は、ゴルフ場の閉鎖を防止し、ゴルフ場を活用した地域の振興を図るとともに、ゴルフ人口の増加の方策を検討する必要があるとの考えを示しております。

総務省によりますと、これまで要望が実現しなかった理由として、ゴルフ場利用税はゴルフ場関連の行政サービスのための貴重な財源となっており、ゴルフ利用料金は他のスポーツ施設利用料金と比べて、一般に高額なため、利用者の担税力に着目して課税しているとされております。

今後の税制改正の動向に注目です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。